

第455回（令和7年9月）

小野市議会(定例会)発言通告書

議会事務局

一般質問発言通告書

村本 洋子 議員

質問項目

第1項目 健康寿命の延伸を目指した肺炎予防について

要点・要旨

第1項目 健康寿命の延伸を目指した肺炎予防について

令和4年厚生労働省の人口動態統計月報年計の概況によりますと、65歳を超えると肺炎による死亡率は急激に上昇し、肺炎による死亡者約7万4千人のうち約7万2千人が65歳以上の高齢者であるという数字が示されております。まさに肺炎は高齢者の大きなリスクです。

肺炎を起こすウイルス感染症として、現在注意喚起されているのが、RSウイルス感染症です。RSウイルス感染症は、乳幼児期の気管支炎・肺炎の原因として代表的なもので、RSウイルスの感染によって引き起こされる呼吸器感染症です。2歳までにほぼすべての子どもが感染するとされていますが、その後も生涯にわたって何度も感染と発症を繰り返します。そのため、乳幼児だけでなく、高齢者においても入院や重症化などにより、疾病負荷が大きいと言われています。高齢者の場合、慢性の基礎疾患を持っている方が多いため、免疫機能の低下から肺炎などの感染症に罹患し、重症化しやすいのが現状です。医療費はもちろん、家族や人手不足の介護施設にも負担が増えると思われ

ます。

そこで地域住民を守り、高齢者における健康寿命の延伸を目指した肺炎予防について、次の3点をお伺いします。

**(1点目) 高齢者への肺炎球菌ワクチン、インフルエンザ、新型コロナの各ワクチンの
公費助成の内容と接種状況について** **答弁者 市民福祉部参事**

75歳以上の後期高齢者は、肺炎をきっかけに体力が低下することで介護が必要となり、亡くなることもあり得ます。社会保障費が増加の一途をたどる中で、高齢者の肺炎による医療費の増加や、介護への影響も大きな問題だと思われま

す。そのため、国をはじめ地方自治体では、積極的に高齢者の肺炎予防に取り組んでおり、平成26年からは、主に65歳以上の高齢者を対象に肺炎球菌ワクチンの定期接種化に伴い、公費助成がスタートし、インフルエンザ、新型コロナの予防接種にも公費助成がされております。そこで、小野市における高齢者への肺炎球菌、インフルエンザ、新型コロナの各ワクチンの公費助成の内容と接種状況をお伺いします。

(2点目) RSウイルス感染症の周知と感染予防への注意喚起について

答弁者 市民福祉部参事

RSウイルス感染症というのは呼吸器合胞体ウイルス感染症の略で、風邪のような症状を伴う呼吸器感染症として知られております。小児でRSウイルス感染症が蔓延している時期には、成人・高齢者においても、感染や重症化のリスクにさらされていると考えられます。特に、高齢者の場合、感染症発症後の重症化、死亡、退院後の自立生活、介護にも大きな影響を及ぼすことから、乳幼児における感染症対策と合わせて、周囲の成人・高齢者にも周知と感染予防への注意喚起が必要だと思

います。肺炎予防の一環としてインフルエンザ、新型コロナ、肺炎球菌と共にRSウイルス感染症についても疾患の周知と、成人・高齢者における感染予防への注意喚起をぜひ行っていただきたいと思いますが、当局の考えをお伺いします。

(3点目) RSウイルスワクチンに対する助成について **答弁者 市民福祉部参事**

令和5年9月に、世界初の成人・高齢者向けのRSウイルスワクチンが日本で承認され、令和6年1月から接種可能となっております。60歳以上の成人・高齢者または、50歳以上で特定の慢性心臓疾患や呼吸器疾患、腎不全、肝機能障害、糖尿病などの基礎

疾患を併存する患者において有効とされており、その効果は約2年にわたり持続すると報告されています。しかしながら、接種費用は2万円以上と高額なワクチンです。このワクチンは2年に1回の接種で効果が期待できますが、任意接種のため、全額自己負担となります。

肺炎を引き起こす原因ウイルスから地域住民、特に高齢者を守り健康寿命を延ばすことは大変大切なことであり、それが新しいワクチンで出来るのであれば、小野市においても積極的に取り組む価値がある政策だと考えます。

高齢者の皆様が、接種しやすい環境をつくることは重要だと思いますが、接種費用の助成などについて当局の考えをお伺いします。

一般質問発言通告書

2 安達 哲郎 議員

質問項目

第1項目 地球沸騰化における公共スポーツ施設の運営について

第2項目 高齢者が健康で充実した人生を送るための支援について

要点・要旨

第1項目 地球沸騰化における公共スポーツ施設の運営について

近年全国的に気温が35度を超える真夏日が連日続いており、特にこの夏は最高気温が40度を記録する地点も多く出てきており、兵庫県においても連日「熱中症警戒アラート」が発令されるなど、災害級の暑さが続いております。今年の6月は、統計を開始した1898年以降6月として最も暑い月となり、誰もが経験したことのない酷暑期を今我々は生きています。

今年の夏の高校野球では、熱中症対策として、気温が上がる時間帯を避けて午前と夕方に試合を行う「2部制」を導入し、開会式も夕方から開始するなど、各分野でアイデアを出し、対策を講じています。熱中症で緊急搬送されるケースも近年増加しており、まさに災害化している現状を踏まえ、各分野で早急の対策が必要であると考え、小野市における公共スポーツ施設の運営とこれからの取組について、次の2点をお伺いします。

(1点目) 酷暑期におけるスポーツ施設のあり方について 答弁者 教育管理部長

毎月、過去最高気温を更新し続ける現在において、酷暑期における日中の屋外でのスポーツはかなりの危険を伴います。朝の6時から9時頃までと、夕方の午後4時から

日の沈む午後 7 時頃までの比較的涼しい時間帯は、日中と比較すると、いくらかスポーツをするのに適した環境です。酷暑の中でも、健康維持、娯楽、生きがいのためにスポーツをする環境を整えることはとても大切であるため、早朝と涼しくなる夕方以降の屋外スポーツ施設の開放を提案します。

令和 6 年 9 月の第 449 回定例会でも発言させていただきましたが、課題としては、早朝開放による近隣住民への騒音問題や、働くスタッフへの負担等が考えられます。しかし、騒音問題については、小野市民の良好な環境を保全する条例第 54 条に照らし合わせましても、午前 6 時から開放することに問題はなく、人材確保についても、働き方を工夫することで対応は可能なのではないかと考えます。酷暑期が続く 6 月から 9 月において、市民が心地よく屋外スポーツを楽しむことができる環境を整えてはどうかと考えますが、当局の考えをお伺いします。

(2 点目) 酷暑期における屋外スポーツ施設の昼間閉鎖について

答弁者 教育管理部長

酷暑期における日中の気温は 35 度を超え、40 度を超える日も珍しくなくなってきました。そんな酷暑の中で、特に屋外でスポーツをするのはとても危険です。暑さ指数が 31 を超えると運動を中止ということではありますが、現状スポーツ施設自体は開いている状況ですので、運動は可能な環境にあります。自己責任で片づけてしまうのは簡単ではありますが、真に市民の命を守る観点から考えると、市として日中の施設閉鎖をしてはどうかと考えます。ある種目のスポーツ協会は、協会からの強い通達もあり、8 月は試合を開催しないなど対策を取られています。市民の意識も高まっており、実際 7 月から 8 月にかけて、日中に屋外スポーツ施設を利用されている方は極めて少ない状況にあります。

そこでいっそのこと、例えば 6 月から 9 月までの酷暑期の午前 10 時から午後 4 時までスポーツ施設を閉鎖してしまえば、熱中症で倒れる心配もなくなりますし、コストも削減できるのではないかと考えますが、当局の考えをお伺いします。

第2項目 高齢者が健康で充実した人生を送るための支援について

少子高齢化が叫ばれてからかなりの年月が経ち、小野市におきましては、2025年3月31日現在、65歳以上のいわゆる高齢者は1万3,929人、小野市の人口に占める割合は29.89%となっており、これからますます高齢者が増えていく現状にあります。高齢者がいきいきと楽しく生活していくためには、健康維持、社会参加、生きがい、役割の創出が重要です。具体的には、適度な運動、バランスの取れた食事、趣味やボランティア活動への参加、人との交流、そして、必要に応じて就労や学習の機会を得ることが推奨されています。小野市でもたくさんの取組がなされていることに、感謝の念を抱いております。高齢者が健康で充実した生活を送るために、市としてできる支援について、次の2点をお伺いします。

(1点目) 白内障手術後のメガネ購入補助について

答弁者 市民福祉部参事

65歳を超えると約7割の方がかかるといわれている老人性白内障について、手術後視力の回復を図るために必要とされる補助眼鏡等の費用を助成することにより、高齢者の福祉の増進を図ることができると考えますが、当局の考えをお伺いします。

(2点目) 高齢者補聴器購入費助成について

答弁者 市民福祉部参事

どなたでも40歳を過ぎるあたりから、徐々に聴力が低下し始めるというように言われております。聴力の衰えによりコミュニケーションがとりづらい、テレビの音が聞こえないといった生活の不便さのほか、認知面や心理面への影響があることが分かってきております。

日本補聴器工業会が、耳の聞こえの不自由さ（難聴）や補聴器についてどのような考えを持っているのか、使用状況などの実態調査を行っております。2022年の調査によれば、国内の聞こえづらさを持つ人は約1,400万人、全人口の11.3%存在するとの調査結果が示されています。また、同じ調査の中で、耳の聞こえの不自由さを感じているのは、ご本人よりもご家族や周囲にいる方たちが感じているとの調査結果が示されています。この結果を踏まえ、高齢者が耳の健康を保ち、自分らしく社会参加を続

けるためには、難聴の早期発見や補聴器購入への支援は大変重要であるというように考えます。

また、それほど困っていないなどと耳鼻科を受診しない人も多いようで、難聴を放置している間に認知機能の低下やフレイル（虚弱）が進行してしまうことを、幅広い世代の人に知ってもらうために難聴に関する社会的な啓発も重要と考えますが、当局の考えをお伺いします。

一般質問発言通告書

3 前田 昌宏 議員

質問項目

- 第1項目 空家特区制度への指定に向けた取組について
- 第2項目 アライグマ等の特定外来生物の捕獲推進について
- 第3項目 地域の草刈りを支援する取組について

要点・要旨

第1項目 空家特区制度への指定に向けた取組について

本年6月の第454回定例会での一般質問において、市街化調整区域の土地と空き家の活用について包括的な質問を行いました。その後、「空家等活用促進特別区域制度」いわゆる「空家特区制度」について、市民の方から数件の問い合わせをいただき、関心の高さをうかがうことができました。今回はテーマを「空家特区制度」に絞ってさらに詳しく伺います。

人口減少と高齢化が進行する中、空き家の増加が社会問題になっています。特に市街化調整区域における空き家の利用や、除去後の活用には厳しい制限があり、利活用を進める上で大きな障害となっています。制限の一つが、昭和46年以降に建てられた住宅に移住者が住めないこと、二つには、空き家除去後の更地を移住者が購入しても住宅が建築できないことです。このため、新築を希望する移住者は、空き家付きの土地を一旦購入し、これを除去した後に新築する必要があります。

県ではこの問題に対処するため、令和4年に「空家特区制度」を創設し、指定区域内では、移住者が空き家に住むことができ、さらに住宅解体後の更地にも既得権が留保さ

れ、移住者が住宅を建築できるようになりました。

つきましては、10年先、20年先を見据え、地域特性を活かしたまちづくりの一助になればと考え、次の3点をお伺いします。

(1点目)「空家特区制度」に対する市の考え方について **答弁者 地域振興部長**

令和元年9月の第418回定例会において、平成31年1月1日時点で、市内の空き家件数525件のうち、市街化区域内が146件で約28%、市街化調整区域内が305件で58%、都市計画区域外が74件で14%となっているとの答弁がありましたが、市内の空き家の6割近くが市街化調整区域にあることから、市街化調整区域の空き家対策なしに、空き家の問題解決は難しいと考えます。

当該空き家対策の一つとして県が進める「空家特区制度」について、当局の考えをお伺いします。

(2点目)市街化調整区域の空き家、更地のニーズ調査について

答弁者 地域振興部長

市内で新規分譲される宅地は人気が高い状況にあり、一方では、昨今の建築資材や人件費の高騰により、建築費の値上がりが顕著です。

このように宅地価格が押し上げられる中で、住宅の購入価格を抑えようとする要望があるものと考えます。市街化調整区域の空き家や除去後の更地は、比較的安価に入手可能なことから、これらの利活用が広く可能となれば、市への移住を検討する人の新たな選択肢とならないでしょうか。

本年6月の一般質問で、市街化調整区域の土地と空き家のニーズに関する答弁がありました。今回、複数の不動産仲介業の方に聞いたところ、移住者が空き家に住むこと、または解体後の更地に住宅を建てることについて、一定のニーズを確認しました。

今後のまちづくりを考える上で、市街化調整区域の空き家や除去後の更地のニーズについて調査することは有効と考えますが、当局の考えをお伺いします。

(3点目)「空家特区制度」の周知及び地域の意識調査について**答弁者 地域振興部長**

「空家特区制度」の指定については、地域の要望に基づいて市が県に申請し、県が指定を行います。このため地域での協議と合意形成が欠かせません。しかし、複数の区長及び区長経験者に尋ねたところ、「空家特区制度」に関する情報を見聞きしたことがないという意見がほとんどでした。

区長会での説明や、本制度の導入に前向きな地域での住民説明会や意識調査をすることについて、当局の考えをお伺いします。

第2項目 アライグマ等の特定外来生物の捕獲推進について**答弁者 地域振興部参事**

全国的にアライグマやヌートリアなどの特定外来生物が急激に増え、農作物や生活環境に被害が発生しています。市内でも各地域において、アライグマによるスイカやブドウ等の農作物被害や、屋根裏に棲み着くなどといった生活環境被害が見受けられ、今後の被害拡大が心配されます。

アライグマの捕獲については、イノシシ等の捕獲と同様に、猟友会等にワナの設置から回収までを委託していますが、今後、猟友会員等の高齢化や被害件数の増加に伴い、防除が追い付かなくなることが懸念されます。アライグマの捕獲は、箱わなを使用するため、原則として狩猟免許が必要です。しかし、県もしくは市が開催する研修を受講し、従事者登録することにより捕獲が許可されます。イノシシ等とは凶暴性が違うことから、猟友会員等でない従事者であっても、安全な対処方法を習得することで、箱わなの設置と見回りが可能になると考えます。

市が研修会を開催し、登録従事者を増やすことにより、猟友会員等の負担を軽減しながらも捕獲を推進できると考えますが、当局の考えをお伺いします。

第3項目 地域の草刈りを支援する取組について

答弁者 地域振興部参事

農家をはじめとする地域住民の減少と高齢化により、地域の草刈りにかかる負担が重くなっています。ため池の法面や畦畔の急峻な斜面での転倒リスクに加えて、近年の高温化による熱中症リスクにも配慮が必要です。

去る8月8日、市が主催する「リモコン草刈機の実証会」が開催されました。農家やメーカー及び関係者を合わせて30人が参加し、盛況を博しました。現場実証では急峻な斜面でリモコン草刈機による実演があり、参加者から多くの質問がありました。

そこで、今後のリモコン草刈機の導入に向けた取組について、当局の考えをお伺いします。

一般質問発言通告書

4 河島 信行 議員

質問項目

第1項目 小野市安全安心パトロールについて

第2項目 小野まつりについて

要点・要旨

第1項目 小野市安全安心パトロールについて

令和7年度から新たに市民生活の安全安心の確保を総合的に担うため、「暮らし安心グループ」が設置されました。これは、市民の暮らしを豊かにし、安全・安心に暮らせるまちづくりの推進に繋がっていると考えます。

特に、小野市安全安心パトロール隊が市民の安全安心のために尽力されている活動には、頭が下がる思いです。歩行が困難な高齢者が道路を歩いていると、パトロール隊員は車から降りて、その高齢者にやさしく声をかけ、心の安らぎを与えています。このパトロール隊の市民の目線に立った活動は、ハートフルシティおのになくってはなりません。

そこで、次の2点について、お伺いします。

(1点目) 安全安心パトロール隊の更なる充実について

答弁者 市民安全部長

毎朝、市庁舎の駐車場からパトロール隊が発発されている姿を拝見します。市内の巡回など活動内容は多岐にわたり重労働であると感じます。

私は、パトロール隊を更に増員して、小野市民に安心していただく体制づくりが必要と考えます。財政的な負担は、重々理解しておりますが、ぜひとも隊員の増員を提案し

ます。市当局の考えをお伺いします。

(2点目) シルバー人材センターとの連携構築について **答弁者 市民安全部長**

パトロール隊の活動状況報告を拝見しますと、素晴らしい活動ぶりです。緊急性の高い活動は迅速に行われなければなりません。しかし、中には緊急性のない事案もあります。例えば、雑草の除去作業、駐輪場の自転車の防犯点検、交通立て看板等の点検、ごみの不法投棄などの作業はシルバー人材センターへ委託してはとありますが、市当局の考えをお伺いします。

第2項目 小野まつりについて

北播磨最多の花火5,000発の「第48回小野まつり」が8月16日と17日に開催され、踊りの祭典「おの恋おどり」には北海道、鳥取県などから112チーム、およそ3,300人の参加・出演がありました。会場ですれ違った観客に、「どこから来られましたか。」と声を掛けさせていただくと、県外では高知県や和歌山県、県内では伊丹市、三田市、西脇市から来られている方もいらっしゃいました。観客の多くは若者であり、高齢者の観客は少ないと感じました。そこで、次の2点について、お伺いします。

(1点目) 高齢者対象のシャトルバス運行について **答弁者 地域振興部参事**

今年の小野まつりでは、実行委員会が駐車場の確保に苦慮され、できる限りの工夫をされたことは重々承知した上で提案をさせていただきます。確保された駐車場から会場までの距離は遠いですが、観客は花火鑑賞を楽しみに30分以上かけてでも歩いて来られています。ところが、高齢者の多くは歩くことが困難で、小野まつり会場に行きたいが行けない、との理由で高齢者の参加が少なかったのではないかと感じます。今年はやむを得なかったかもしれませんが、来年8月に向けて、小野市民の、特に高齢者も会場に来やすい環境づくりを考えてはいかがでしょうか。そのひとつとして「高齢者対象の会場までのシャトルバス運行案」を提案しますが、市当局の考えをお伺いします。

(2点目) 小野市民限定の駐車場の確保について

答弁者 地域振興部参事

全国各地からの踊り子が踊りに参加し、小野市の知名度も高まることは大いに結構です。しかしながら、今年の小野まつりの予算は、およそ1億1,500万円、このうち約3分の2は市からの補助金となっています。多額の費用を要する小野まつりの1番の趣旨・目的は「小野市民の皆さまが笑顔で楽しむこと」ではないでしょうか。これをなくして、小野まつりの意義はありません。小野市民が会場に会場しやすい環境づくりを整えるため、小野市民優遇策の一つとして、「市民限定の近場の臨時駐車場」の確保を提案します。市当局の考えをお伺いします。

一般質問発言通告書

5 前田 光教 議員

質問項目

第1項目 小野市の映画への取組について

第2項目 統廃合学校の保存品について

第3項目 On your marks -未来への出発点-について（浄谷黒川丘陵地土地利用基本構想について）

要点・要旨

第1項目 小野市の映画への取組について

答弁者 総合政策部長

昔、小野市内には2つの映画館があったと聞きます。「福栄座」と「朝日館」という映画館だったそうですが、多くの方が娯楽の一つとして映画を鑑賞されていました。

また、市では「小野名画劇場」を旧小野市民会館で、「映画の夕べ」をひまわりの丘公園で開催され、多くの映画に興味をもっていただけるように、新旧の名作をより安価で気軽に、迫力ある大スクリーンで楽しんでいただいていたいました。

その後「小野名画劇場」は、旧小野市民会館の大ホールから小野市うるおい交流館エクラホールへ会場を移し、また、北播磨市民活動支援センターの自主事業として現在に至っており、毎年10回程度上映されております。

また、令和5年には、小野市名誉市民となられた馬場あき子さんの「幾春かけて古いゆかん 歌人 馬場あき子の日々」がエクラホールで上映され、昨年、令和6年12月には小野市制70周年、その記念すべき節目の年に、アカデミー賞で日本の作品として初めて視覚効果賞を受賞した「ゴジラー1.0」が上映され、小野市の映画への取組が感

じられました。

この小野市出身の映画監督、丹野雅仁氏の作品が全国で上映されました。映画と親しむ小野として、また、市民が映画をより身近に感じることができるよう、小野市に関わりのある丹野監督の「春の香り」について、小野市内での上映招致の考えはないかお伺いします。

第2項目 統廃合学校の保存品について

小野市においても、地域の歴史、社会情勢等から義務教育課程の学校の統廃合がなされてきました。小野市の場合、小中学校の設置者は全て市となっており、小中一貫教育を展開しているものの、学校施設としては現在、中学校4校、小学校8校、特別支援学校1校であります。

昭和29年小野市制施行後においては、昭和43年に大部中学校と下東条中学校が統合し「旭丘中学校」が誕生し、昭和55年には来住中学校と市場中学校の統合で「小野南中学校」が誕生しています。現在の各小中学校の沿革を見ても、明治時代からの流れがあり、それぞれの学校における歴史を感じることができます。

学校に関する主な法令に「教育基本法」「学校教育法」等がありますが、保管資料については、学校教育法施行規則第28条で備えなければならない表簿の種別や保存期間が定められています。一方で、法令に定められていない記念碑や卒業記念の作品などの保存状況について、次の2点をお伺いします。

(1点目) 現存しない学校の校歌について

答弁者 教育指導部長

令和元年9月の第418回定例会において、「8月の末に、実は学校教育のほうを訪ねてこられた方がいらっしゃいまして、大部中学校の校歌が残っているかというふうに尋ねられました。どういうふうな形で使われるのかを確認すると、同窓会をした際に、最後に大部中学校の校歌を歌いたいので、もしよろしければ楽譜があるか。」というお尋ねがあったとの発言がありました。数年前にも同様の問い合わせがあったとのことで、

お渡ししたとあり、加えて「学校というものは、心のよりどころになっていることを感じた。」との発言もございました。

そこで、地域の市民の心のよりどころであった、現在は存在しない学校の校歌がどのように保存されているのかお伺いをします。

(2点目) 統廃合後・建て替え・大規模改修による保存状況について

答弁者 教育指導部長

市制施行後の4つの統廃合校、建て替えの小野中学校、大規模改修の小野南中学校、旭丘中学校等における記念碑等について、現在の保存状況をお伺いします。

第3項目 On your marks -未来への出発点-について (浄谷黒川丘陵地土地利用基本構想について)

答弁者 総合政策部長

昭和11年から昭和47年まで国際短波通信施設として活用されてきた、KDDI株式会社が所有する浄谷町と黒川町に広がる約100ヘクタールの土地を、平成20年7月30日、小野市と売買契約を締結し、「将来の小野市の発展のための貴重な財産の土地」として購入に至ったとお聞きしています。

その後、平成26年度に浄谷黒川丘陵地土地利用基本計画を策定し、現在約10年が経過し、人口減少や少子高齢化の進展など社会を取り巻く状況は大きく変化し、地方自治体に求められる役割も高度化、多様化する中で、将来に渡り持続可能な土地利用の方向性を示す新たな土地利用基本構想を令和7年3月に公表されました。

見直しのポイントとして、①既施設、建設予定施設の特性を踏まえる②保全すべき環境に配慮する③丘陵地のポテンシャルを活かし社会の課題を解決する④長期的な視点に立ち、将来の市民へ投資となる土地利用を図るとされてきました。

また、本構想は4つのゾーニングをされており、A「サステナブルゾーン」、B「ウェルネス・アクティブゾーン」、C「次世代拠点ゾーン」、D「ヒュッゲゾーン」が新土地利用構想として掲げられています。特に「次世代拠点ゾーン」においては、興味をも

たれる企業もあるようで、未来への期待が広がるところです。

そこで、未来と希望の創造拠点として、雇用、稼げる産業地の取組について、現状をお伺いします。

一般質問発言通告書

6 河島 三奈 議員

質問項目

第1項目 重層的支援体制整備事業について

要点・要旨

第1項目 重層的支援体制整備事業について

少子高齢化や社会的孤立、貧困などの問題に対し、これまではそれぞれの所管で対応していましたが、生活を送る中で直面する困難や生きづらさが多様化、複雑化し、また複合的に問題を抱えるケースも多く見られるようになり、包括的な支援が求められるようになりました。

そのような中、社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が創設され、小野市においても重層的支援体制を構築し、支援を必要とする方々の把握と自立に向けた適切なアプローチを進めておられます。つきましては、事業の実態などについて次の3点をお伺いします。

(1点目) 複合ケース支援会議について

答弁者 市民福祉部長

令和6年4月から重層的支援体制が整備され、1年以上が経過する中で、市民の様々な複雑なケースに対応し、課題も見えてきたのではないかと思います。ケースが増えるに対応も困難になってくると考えますが、これまでどれくらいの相談があり、継続してどれくらいのケースに対応しているのか、また、相談から必要な支援に円滑につなげるためにどのような体制で取り組まれているのかお伺いします。

(2点目) 参加支援事業について

答弁者 市民福祉部長

重層的支援を必要とする方は、社会から孤立していることが多く、社会とのつながりをつくるための参加支援事業は必要不可欠です。参加支援事業は、小野市社会福祉協議会に委託していますが、参加支援事業の内容とその成果についてお伺いします。

(3点目) 人材育成について

答弁者 市民福祉部長

多岐にわたる相談事から事案につなげ、支援策を模索する中で、市の所管課も幅広い知見が求められると思います。複合ケース支援会議を円滑に進めるためには、ケアマネージャーの方など専門職の方との情報共有や、適切なコーディネートが特に大切になってくるのではないかと考えます。どのように人材育成をしていくのか、当局の考えをお伺いします。

一般質問発言通告書

7 藤原 章 議員

質問項目

- 第1項目 浄谷黒川丘陵地の利活用について
- 第2項目 米と農業を守る施策について
- 第3項目 福祉給付制度適正化条例について

要点・要旨

第1項目 浄谷黒川丘陵地の利活用について

答弁者 総合政策部長

令和6年度に市当局は浄谷黒川丘陵地の利活用について、「全国的な産業用地不足に対応すべく、当地域の一部を産業用地に転換する新たな利用構想を策定している」としており、今年度は企業アンケートや企業訪問を行い、市場動向や小野市への進出意欲を調査するとしています。

しかし、私はあの場所に産業団地を作ることには賛成できません。小野市は農地が広がり、緑豊かな田園都市ですが、中心市街地周辺は山林が少ないと思います。浄谷黒川丘陵地は豊かな自然林が残っており、小野市の風景に潤いを与えています。この環境を適切に手入れして保全し残すことは、現在にとっても将来にとっても非常に重要なことではないかと考えます。自然環境をあまり破壊せずに、市民が必要とする公共施設を作るのであれば反対はしませんが、広大な土地を開発する産業団地は不適當だと思えます。

また、産業団地が必要ならば、市場のひょうご小野産業団地近辺や新都市南北線周辺など他の場所でもできるのではないかと思います。浄谷黒川丘陵地は豊かな自然林を残した形での活用を考えるべきであると思いますが、当局の考えをお伺いします。

第2項目 米と農業を守る施策について

昨年来、米不足と価格高騰が大問題となり、政府は備蓄米を放出するなど混乱が続いてきました。令和6年産米について生産者が農協に売り渡した価格は、JA兵庫みらいの場合、この騒ぎの中で最終精算1万500円になりました。また今年の概算金は1万3,000円と連絡が来ました。生産者にとっては従来に比べて大幅な改善で、少しは利益が出る価格になりましたが、消費者に過大な負担にならないか心配でもあり、今こそ国の適切な関与が求められていると思います。

今、米作りをはじめとする農業は、従事者の高齢化、後継者不足、農業機械の高額化、肥料や資材の高騰、気候変動など多くの困難を抱えています。加えて最近は「トランプ関税」で米の輸入増加が懸念されています。令和7年産の米の収穫が始まろうとしています。生産者米価がいま通知されている水準でも、米作りが今後継続されるか不透明な状況です。

また国では昨年、農業基本法（食料・農業・農村基本法）が25年ぶりに改正されました。併せて関連法案として「スマート農業促進法案」「食料供給困難事態対策法案」「農地関連3法案」が成立しました。そして石破首相は最近になって農業政策を大転換し、米の増産を図ると言っています。今、米問題を通して日本農業のあり方が鋭く問われています。つきましては、小野市の米作りや農業のあり方について、次の3点をお伺いします。

（1点目）改正農業基本法が目指す農業のあり方について 答弁者 地域振興部参事

「食料・農業・農村基本法」は農政の基本理念や政策の方向性を示すものですが、今回改正された「食料・農業・農村基本法」は①食料安全保障の確保、②環境と調和の取れた食糧システムの確立、③農業の持続的な発展、④農村の振興の4つの柱を掲げています。また併せて「スマート農業促進法案」なども成立しましたが、今回の改正を通じて、小野市の農業がどのような影響を受けられるのかお伺いします。

(2点目) 農業従事者の確保・育成について**答弁者 地域振興部参事**

今までの米作りや農業政策は国際競争力のある農業経営を掲げて、規模拡大、スマート農業の推進、企業参入などを進めてきたと思いますが、今回の基本法改正後もその方向を受け継いでいると思います。しかし、長期にわたる減反政策や、市場まかせて極端に安い米価など今までの農政で衰弱してきた米作りを、今めざしている大規模化や農業の近代化、企業の農業参入等で将来に渡って安定的に農業を継続していけるのか疑問です。また米以外の農業も同様です。

私は日本の米作りと農業を守っていくためには、家族農業の健全な継続、やる気のあがる農家の育成、地域による集落営農・営農組合の育成・継続が重要ではないかと思っております。つきましては小野市の認定農業者の現状と件数の推移をお伺いします。また、農業の担い手確保や育成について当局のお考えをお伺いします。

(3点目) 水田活用直接支払交付金について**答弁者 地域振興部参事**

本年3月の予算決算常任委員会で水田活用直接支払交付金の「5年水張ルール」が令和9年度以降は撤回されるとお聞きしました。また各戸に配布された小野市農業再生協議会の文書によりますと、令和7年度、8年度については「連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする」ということです。配布文書によりますと、令和9年度から水田政策を根本的に見直し、水田活用直接支払交付金を、作物ごとの生産性向上等への支援に転換すると書いてありました。農政の大転換が実施される可能性もありますが、水田活用直接支払交付金はどう変わるのかお尋ねします。

第3項目 福祉給付制度適正化条例について**答弁者 市民福祉部長**

小野市福祉給付制度適正化条例が平成25年4月1日に施行されて12年となりました。私はこの条例は生活困窮者を見つけるなど一定の良い面があるものの、本質的に生活保護をはじめとした福祉給付制度を受給されている皆さんにとって精神的な重荷と苦痛を感じさせる条例であり、一般市民にとっても権利の行使を躊躇させかねない条

例であって、少なくとも優しい社会、温かい社会とは相入れない条例と思い、廃止または改正を要求してきました。その思いはコロナや物価高でますます強くなっております。

つきましては、令和6年度の実績及び条例施行後の通算の実績と、生活保護、ひとり親世帯など条例対象者の近年の推移をお伺いします。